

信州福祉事業所認証・評価制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長野県内の福祉事業所における人材確保・定着の促進を図り、採用活動、職場環境の改善につなげる「信州福祉事業所認証・評価制度」について必要な事項を定める。

(制度の趣旨)

第2条 キャリアパス構築や人材育成、職場環境改善等の取組が一定以上の水準にある福祉事業者を知事が認証することにより、求職者に対して入職の判断につながる情報発信を行うとともに、福祉業界全体の意識改革を促し、職員研修等の充実による人材育成・定着の取組を促進する。

(制度の略称)

第3条 本制度の略称は「信州ふくにん」とし、制度の周知等対外的な場面で幅広く活用する。

(認証マーク)

第4条 認証マークは別途定め、制度の周知等対外的な場面で幅広く活用する。

(取組宣言の対象)

第5条 長野県内で福祉サービス（高齢者介護・障害者福祉・児童福祉等）を運営する法人又は事業所（以下「福祉事業者」という。）とし、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 取組宣言書（様式第1号）の提出日において、介護保険法、労働関係法等の法令違反を行っていないこと
- (2) 県又は市の実地指導、監査等における文書指導事項について改善の取組をしていること

(宣言の手続き)

第6条 認証を希望する福祉事業者は取組宣言書を事務局に提出するものとする。

- 2 取組宣言書を受理した際には、受理通知（様式第2号）を事務局より送付するとともに、事務局が運営する専用サイト（以下「専用サイト」という）に取組宣言書を事務局に提出し、受理された福祉事業者（以下「取組宣言事業者」という）の情報を掲載する。
- 3 取組宣言書の申請は法人単位を基本とする。

(認証の対象)

第7条 福祉事業者で次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 取組宣言事業者であること

- (2) 長野県福祉人材センターに事業所登録をおこなっていること
- (3) 社員の子育て応援宣言（長野県産業労働部）の登録をしていること
- (4) イクボス・温かボス宣言（長野県連合婦人会）の登録をしていること

（認証基準）

第8条 認証の評価項目及び評価細目は別表の「信州福祉事業所認証・評価制度評価基準」（以下「評価基準」という。）のとおりとする。

（認証申請）

第9条 認証を希望する取組宣言事業者は、取組宣言書の受理日から2年以内に、「認証審査申請書」（様式第3号）及び「申請チェックシート」（様式第3号の2）の他必要書類を事務局に提出するものとする。

- 2 認証の決定は「信州福祉事業所認証・評価審査委員会」の意見を聴いて、知事が行う。
- 3 認証を受けた福祉事業者（以下「認証事業者」という）に対し、認証書を交付するとともに、専用サイトに認証事業者情報を掲載する。
- 4 認証登録の期間は、認証を通知した日から起算して3年間とする。
- 5 認証の申請は法人単位を基本とする。

（意見聴取等）

第10号 県又は事務局は第9条の規定による申請書類の確認のため、当該申請者に対し必要に応じて意見聴取又は実地確認を行うものとする。

- 2 当該申請者は前項の規定に基づく意見聴取又は実地確認の際には誠実に協力しなければならない。

（認証の更新）

第11条 認証事業者は認証登録の更新を希望する場合には、更新申請書（様式第4号）及び「申請チェックシート」（様式第3号の2）の他必要書類を事務局に提出しなければならない。

（認証事項の変更）

第12条 認証事業者は、認証登録期間中に申請した事項に変更があった場合は、変更届（様式第5号）及び変更の内容が確認できる資料を提出しなければならない。

（認証登録証の再交付）

第13条 認証書の再交付を希望する場合は、破損等の理由を付して、再交付申請書（様式第6号）を事務局に提出するものとする。

（認証辞退）

第14条 認証登録の辞退を希望する場合は、辞退届（様式第7号）を事務局に提出するも

のとする。

(認証事業者の状況聴取)

第 15 条 県又は事務局は認証事業者に対して、認証基準の適合状況等の確認のため、書類の提出を求め、認証事業者から状況を聴取し、又は必要な実地確認を行うことができる。

2 認証事業者は前項の規定に基づく意見聴取又は実地確認の際には誠実に協力しなければならない。

(認証等の取消)

第 16 条 県は取組宣言事業者又は認証事業者（以下「宣言事業者等」という）が、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、宣言又は認証登録を取り消すことができる。

- (1) 取組宣言書の誓約内容又は評価基準に適合しないことが判明した場合
- (2) 第 5 条及び第 7 条の規定による要件に該当しないことが判明した場合
- (3) 認証辞退の申出があった場合
- (4) 解散又は事業を廃止あるいは休止した場合
- (5) その他、取組宣言又は認証登録を継続することが適当でないと判断される場合

(名称等の使用制限)

第 17 条 宣言事業者等でない者は、宣言事業者等であると誤認されるおそれのある文字及び認証マークを用いてはならない。

(協力依頼)

第 18 条 県又は事務局は、この要綱の実施にあたり必要があると認めるときは、国の機関、地方公共団体その他の者に対して照会又は協力を求めることができる。

(事務局)

第 19 条 本制度の事務局は社会福祉法人長野県社会福祉協議会に置く。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 2 月 28 日から施行する。